

平成19年 No.22

国立大学法人東京学芸大学事務分掌規則の一部を改正する規則

改正理由

平成19年4月1日からの事務組織の一部変更及び特別専攻科の名称変更に伴い、  
所要の改正を行うものである。

承認経過（改正後第10条，第13条，第55条及び第76条並びに改正前第29条及び第56  
条の削除関係）

平成19年3月20日 事務協議会 審議承認

第63条及び第76条の改正については，本学特別専攻科の名称変更に伴う形式的な  
改正であるため，関係審議機関には諮らず，決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成19年3月22日

東京学芸大学長

鷺山恭彦

平成19年規則第4号

国立大学法人東京学芸大学事務分掌規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務分掌規則（平成16年規則第4号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務分掌規則の一部改正について

改正理由：平成19年4月1日からの事務組織の一部変更及び特別専攻科の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

| 改 正  | 現 行   |
|--|---|
| <p>[省略]</p> <p>(学務課(大学院室))</p> <p>第10条 学務課に、次の各号に定める係を置く。</p> <p>(1)～(8) [省略]</p> <p><u>2 大学院室に、専門職員及び次の各号に定める係を置く。</u></p> <p><u>(1) 修士課程係</u></p> <p><u>(2) 博士課程係</u></p> <p>[省略]</p> <p>(国際課)</p> <p>第13条 国際課に、<u>専門職員及び次の各号に定める係を置く。</u></p> <p>(1) 国際企画係</p> <p>(2) 国際教育事業係</p> <p>(3) 留学生係</p> <p>(4) 短期留学係</p> <p>[省略]</p> <p>[削除]</p> <p><u>第29条～第54条</u></p> <p>第1款 学務課</p> <p>[削除]</p> <p><u>(専門職員(大学院担当))</u></p> | <p>[省略]</p> <p>(学務課)</p> <p>第10条 学務課に、<u>専門職員及び次の各号に定める係を置く。</u></p> <p>(1)～(8) [省略]</p> <p><u>(9) 修士課程係</u></p> <p><u>(10) 博士課程係</u></p> <p>[省略]</p> <p>(国際課)</p> <p>第13条 国際課に、次の各号に定める係を置く。</p> <p>(1) 国際企画係</p> <p>(2) 国際教育事業係</p> <p>(3) 留学生係</p> <p>(4) 短期留学係</p> <p>[省略]</p> <p>第3款 人事課</p> <p><u>(専門職員(職員採用試験担当))</u></p> <p><u>第29条 専門職員(職員採用試験担当)は、国立大学法人等職員採用試験に関する事務を分掌する。</u></p> <p><u>第30条～第55条</u></p> <p>第1款 学務課</p> <p><u>(専門職員(教務担当))</u></p> <p><u>第56条 専門職員(教務担当)は、教育課程及び教育支援に関する専門的事項をつかさどる。</u></p> |

第55条 専門職員（大学院担当）は、大学院における教育課程及び教育支援に関する専門的事項をつかさどる。

第56条～第61条

（教育実習係）

第62条 教育実習係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 教育実習に関すること。
- (2) 教育実習の事前・事後の指導に関すること。
- (3) 特別支援教育特別専攻科に関すること。

第63条～第74条

（連合大学院入試係）

第75条 連合大学院入試係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 大学院（博士課程）及び特別支援教育特別専攻科の入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 大学院（博士課程）及び特別支援教育特別専攻科の学生募集要項に関すること。
- (3) 大学院（博士課程）及び特別支援教育特別専攻科の個別学力検査の実施に関すること。
- (4) 入学者選抜に関する広報の企画立案及び取りまとめに関すること。
- (5) 入学者選抜に係る調査統計及び諸報告に関すること。

第4款 国際課

（専門職員（留学生生活支援担当））

第76条 専門職員（留学生生活支援担当）は、外国人留学生の生活支援及び地域交流に関する専門的事項をつかさどる。

〔省略〕

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第57条～第62条

（教育実習係）

第63条 教育実習係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 教育実習に関すること。
- (2) 教育実習の事前・事後の指導に関すること。
- (3) 特殊教育特別専攻科に関すること。

第64条～第75条

（連合大学院入試係）

第76条 連合大学院入試係は、次の各号に定める事務を分掌する。

- (1) 大学院（博士課程）及び特殊教育特別専攻科の入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 大学院（博士課程）及び特殊教育特別専攻科の学生募集要項に関すること。
- (3) 大学院（博士課程）及び特殊教育特別専攻科の個別学力検査の実施に関すること。
- (4) 入学者選抜に関する広報の企画立案及び取りまとめに関すること。
- (5) 入学者選抜に係る調査統計及び諸報告に関すること。

〔省略〕